

最高裁秘書第5450号

令和元年11月15日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

10月15日付け（同月16日受付、第014347号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

口頭弁論期日が指定された上告事件一覧表（片面で1枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、個人識別情報（訴訟の内容等）及び公にすると法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法人の名称等）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第2号イに定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

【口頭弁論期日が指定された上告事件一覧表】

・個人等を識別することができる情報が含まれるため、取扱いには十分留意してください。

口頭弁論期日	事件番号及び事件名等	当事者	事件の争点等	原審情報	公刊物登載
R1. 10. 7 午後1時30分 【判決言渡期日】 R1. 11. 7 午後1時30分	平成30年(受)第755号 地位確認等 (一小)	上告人 [REDACTED] 被上告人 X	使用者との間で有期労働契約を締結して就労していた労働者が、使用者による解雇は無効であるとして労働契約上の地位の確認及び解雇の日以降の賃金の支払を求める事案において、使用者による解雇は無効であるとし、契約期間の満了により労働契約の終了の効果が発生するか否かを判断することなく、契約期間の満了後である原審口頭弁論終結時における労働者の労働契約上の地位の確認請求及びその契約期間が満了した後の賃金の支払請求を認容した原判決の当否	福岡高判平30・1・25 (平成29年(木)第516号) 福岡地小倉支判平29・4・27 (平成26年(ワ)第997号)	原審:未登載 1審:未登載
R1. 11. 19 午前10時30分	平成30年(受)第1168号 残業代支払 (三小)	上告人 [REDACTED] 被上告人 X	[REDACTED]	名古屋高判平30・4・18 (平成29年(木)第7号) 名古屋地半田支判平28・11・30 (平成27年(ワ)第12号)	原審: [REDACTED] 1審: [REDACTED]
R1. 11. 19 午後1時30分	平成30年(受)第1551号 遺留分減殺 (三小)	上告人 Y 被上告人 X	[REDACTED]	名古屋高判平30・4・17 (平成29年(木)第15号) 名古屋地判平28・11・22 (平成25年(ワ)第5234号)	原審:未登載 1審:未登載

New

※赤字部分が、今回更新した部分です。